



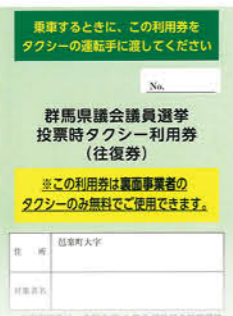
投票区に関わらず
どの投票所でも投票できます

投票所への移動を支援

タクシー利用券を配布

現在、福祉タクシー券が交付されている人には、自宅と投票所間の往復に使用できるタクシー券を配布します。福祉タクシー券が交付されていない人で、配布を希望する人は町選挙管理委員会に問い合わせてください。

タクシー利用券のサンプル▶



投票所に行けない場合は……

不在者投票を利用できます

病院や施設での不在者投票

▶ 県選挙管理委員会の指定した病院や施設などに入院、または入所している人は、不在者投票をすることができます。病院長または施設長に申し出てください。

郵便による不在者投票

▶ 身体が不自由で投票に行けない人のために、郵便で投票できる制度があります。該当する人は事前に町選挙管理委員会に申請してください。

対象者：要介護状態区分が要介護5の人や身体障害者手帳、または戦傷病者手帳の交付を受けている重度の身体障害者

遠隔地(滞在地)の他市区町村で投票

▶ 長期出張や出産などにより他市区町村に滞在している場合は、滞在する市区町村の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。

Gunma 県議会議員選挙

■投票日

4月9日(日)

午前7時～午後8時

■投票できる人 (次の①と②のいずれにも該当)

- ①投票日に満18歳以上の人(平成17年4月10日以前に生まれた人)
 - ②令和4年12月30日以前から邑楽町の住民基本台帳に引き続き記録されている人
- ※入場券が届いても、投票する前に転出すると投票できなくなる場合があります。転出の予定がある場合は事前に町選挙管理委員会に問い合わせてください。

■期日前投票期間

4月1日(土)～4月8日(土)

時間▶午前8時30分～午後8時

場所▶役場1階ロビー

県議会議員選挙 町議会議員選挙 共通事項

入場券の持参を忘れずに

投票権のある人には、町選挙管理委員会から投票日前に入場券が郵送されます。入場券が届かない人や、なくしてしまった人は町選挙管理委員会へ問い合わせてください。

当日投票できない場合は……

投票日当日に仕事やレジャーなどで投票できない人は、前もって期日前投票をすることができます。期日前投票の期間は各選挙によって異なりますので、事前に必ず入場券などで確認してください。

問合せ先

町選挙管理委員会 (役場総務課内)

☎ 47-5002

ぐんまを創る 4月は統一地方選挙の月です
あなたの一票が
おうらを創る



▲投票・開票の結果は町ホームページから

[Monthly PickUp]

立候補予定者等説明会

町選挙管理委員会では、4月23日(日)執行予定の邑楽町議会議員選挙の立候補予定者を対象にした説明会を行います。

期日▶3月20日(月)

時間▶午前10時～

場所▶役場3階大会議室

※選挙事務所を設置するとき、農地を一時転用する場合は事前に町農業委員会(☎47-5028)の許可が必要です。

■投票日

4月23日(日)

午前7時～午後8時

■投票できる人 (次の①と②のいずれにも該当)

- ①投票日に満18歳以上の人(平成17年4月24日以前に生まれた人)
 - ②令和5年1月17日以前から邑楽町の住民基本台帳に引き続き記録されている人
- ※入場券が届いても、投票する前に転出すると投票できなくなる場合があります。転出の予定がある場合は事前に町選挙管理委員会に問い合わせてください。

■期日前投票期間

4月19日(水)～22日(土)

時間▶午前8時30分～午後8時

場所▶役場1階ロビー



町議会議員選挙

